

京都市交通バリアフリー推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき京都市が策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想（以下「全体構想」という。）」の進行管理等を行うため、京都市交通バリアフリー推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「重点整備地区」ごとに実施される「特定事業」のバリアフリー化整備についての状況把握及び進行管理に関すること。
- (2) バリアフリー化整備が完了した旅客施設等のハード整備及びソフト対策に対する事後点検及び評価に関すること。
- (3) 「全体構想」の見直しの検討に関すること。
- (4) 「全体構想」の「バリアフリー化の対象となっていない旅客施設」の改善方策に係るハード整備及びソフト対策の長期的な検討に関すること。
- (5) 「全体構想」に関する情報の公表に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(委員)

第3条 会議は、委員55人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適当と認める者のうち、市長が依頼し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 会議には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、学識経験のある者のうちから、市長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が召集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月30日から施行する。